

始良市訓令第8号

始良市総合計画策定業務委託事業者選定委員会規程を次のように定める。

令和7年3月28日

始良市長 湯元 敏浩



始良市総合計画策定業務委託事業者選定委員会規程

(設置)

第1条 始良市総合計画策定業務委託の事業者を企画競争(以下「プロポーザル方式」という。)により選定するに当たり、その手続を厳正かつ公平に行うため、始良市総合計画策定業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 始良市総合計画策定業務委託事業者選定(以下「事業者選定業務」という。)に係るプロポーザル方式の審査方法、評価項目及び評価基準の検討に関すること。
- (2) プロポーザル方式の審査、評価及び順位決定に関すること。
- (3) 契約候補者の選定に関し必要なこと。
- (4) その他事業者選定業務に関し必要なこと。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長及び委員は、現にその職にある者について任命されたものとし、辞令は交付しない。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見

を求めることができる。

- 4 委員長は、事務局（次条に規定する委員会の庶務を担当する課をいう。）に出席委員の氏名、会議の概要等必要な事項を記載した会議録を作成させ、これを保管しなければならない。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

（雑則）

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行し、令和9年3月31日をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

総務部長
市長公室長
企画部長
市民生活部長
福祉部長
建設部長
農林水産部長
水道事業部長
教育部長
議会事務局長
消防長